

平成20年第2回基山町議会（定例会）会議録（第5日）						
招集年月日	平成20年6月9日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成20年6月17日	9時30分	議長	酒井恵明	
	閉会	平成20年6月17日	11時18分	議長	酒井恵明	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名 (欠員1名)	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1番	大山勝代	出	9番	大山軍太	出
	2番	重松一徳	出	10番	松石信男	出
	3番	後藤信八	出	11番	原三夫	出
	4番	鳥飼勝美	出	12番	平田通男	出
	5番	片山一儀	出	13番	池田実	出
	6番	品川義則	出	14番	酒井恵明	出
	8番	林博文	出			
会議録署名議員	11番	原三夫		12番	平田通男	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 宮原 昭		(係長) 古賀初美		(書記) 毛利博司	
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町 長	小森純一		税務住民課長	安永靖文	
	副町長	古賀徳實		健康福祉課長	岩坂唯宜	
	教育長	松隈亞旗人		こども課長	内山敏行	
	会計管理者	高木英文		農林環境課長	吉浦茂樹	
	総務課長	大石実		まちづくり推進課長	平野勉	
	企画政策課長	小野龍雄		教育学習課長	古賀芳博	
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- | | | |
|-------|-----------|--|
| 日程第 1 | | 総務常任委員長報告（付託議案第22、25、26、27、28、30号議案） |
| 日程第 2 | | 文教厚生常任委員長報告（付託議案第29、30、31、32号議案） |
| 日程第 3 | | 産業環境常任委員長報告（付託議案第30、33号議案） |
| 日程第 4 | 第23号議案 | 基山町監査委員の選任について |
| 日程第 5 | 第24号議案 | 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第 6 | 第34号議案 | 基山町公共下水道工事請負契約について |
| 日程第 7 | 意見書案第 6 号 | 教育予算の拡充を求める意見書 |
| 日程第 8 | | 所管事務等の調査について（総務・文教厚生・産業環境各常任委員会、議会運営委員会） |
| 日程第 9 | | 議員派遣の件 |

～ 午前 9 時 30 分 開議 ～

議長（酒井恵明君）

ただいまの出席議員数は13名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

去る13日から休会中の会議を開議します。

日程第 1 ～ 3 総務常任委員長報告～産業環境常任委員長報告

議長（酒井恵明君）

日程第 1 . 総務常任委員長報告、日程第 2 . 文教厚生常任委員長報告、日程第 3 . 産業環境常任委員長報告を一括議題とします。

初めに、総務常任委員長の審査報告を求めます。原総務常任委員長。

総務常任委員長（原 三夫君）（登壇）

皆さんおはようございます。総務常任委員会の審査報告を申し上げます。

第22号議案 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

第25号議案 用地の取得について

第26号議案 佐賀県市町総合事務組合規約の変更に係る協議について

第27号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度基山町一般会計補正予算（第7号））

第28号議案 専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例の一部を改正する条例）

第30号議案 平成20年度基山町一般会計補正予算（第1号）中付託分（歳入全般、歳出1款、2款、7款、9款、14款）

本委員会は、6月12日付付託されました上記の議案を審査の結果、原案を可決、承認すべきものと決定いたしましたので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

なお、第30号議案に対する審査の経過は次のとおりであります。

記

第30号議案 平成20年度基山町一般会計補正予算（第1号）

（歳入）

12款1項1目1節

行政財産使用料7,481千円についてただしましたところ、パーク＆ライド事業に伴う10年

間の土地使用料であるとのこと。パーク＆ライド事業とは、マイカー等の普及に伴う慢性的な交通渋滞や大気汚染問題を解決するために、公共交通機関の利用を促進することを目的に、駐車場（約100台分）を事業主と基山町が共同で整備する事業であります。この事業の事業主体は西日本鉄道株式会社で、事業費の負担は、国の補助4分の1、町の負担4分の1、事業主負担の2分の1の割合で、高速基山パーキングエリア付近に駐車場整備のための工事が進められておるところです。12月に完成予定でございます。基山町は、駐車場用地を賃貸させることを条件に、西日本鉄道株式会社のバス950台の社内掲示板にB3サイズのポスター、基山町PR用でございますが、これを5年間無料掲載することで協議しているとの説明を受けたところでございます。

以上で総務常任委員会の審査報告を終わります。議員各位におかれましては、慎重に審査をしていただきまして、当委員会の報告どおり御賛同をいただきますようによろしくお願ひします。

議長（酒井恵明君）

次に、文教厚生常任委員長の審査報告を求めます。平田文教厚生常任委員長。

文教厚生常任委員長（平田通男君）（登壇）

文教厚生常任委員会審査報告を行います。

第29号議案 専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）

第30号議案 平成20年度基山町一般会計補正予算（第1号）中付託分
（歳出3款、4款1項1目、10款）

第31号議案 平成20年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

第32号議案 平成20年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

本委員会は、6月12日付付託されました上記の議案を審査の結果、原案を可決、承認すべきものと決定いたしましたので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

なお、第29、30、31号議案に対する審査の経過は次のとおりであります。

記

第29号議案 専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）

後期高齢者医療制度の創設に伴い、国民健康保険税の課税について、データの入力ミスが

各地で発生をしております。基山町では、税務担当、国民健康保険担当及び鳥栖電算センターとの間で十分調整をし、入力ミスが発生しないよう強く要望いたしました。

第30号議案 平成20年度基山町一般会計補正予算（第1号）

（歳出）

3款1項1目1節

障害者計画等策定委員会委員の中に障害者グループの代表を選出するよう要望いたしました。

3款1項2目13節

老人健康保険福祉計画策定業務委託料の追加2,037千円についてただしたところ、すべて業者任せではなく、資料の提出などをし、極力少ない額で委託したいとの説明を受けました。策定業務はできる限り町職員で実施するよう努力してほしいとの意見がありました。

3款2項1目19節

認可外保育施設等児童健康対策事業補助金の追加460千円についてただしましたところ、少子化対策、子育て支援のための児童健康診断、傷害保険料の補助であり、認可外保育所として県へ届け出ているところ保育園、ちびはる保育園が対象となるとの説明を受けました。

10款3項1目15節

基山中学校昇降口改修工事の追加1,869千円についてただしたところ、昇降口を卓球場に改修し、工期は夏休み中に実施したいとの説明を受けました。

10款5項2目11節

修繕料の追加636千円についてただしましたところ、トレーニング機器の修繕料であるとの説明を受けました。今後、トレーニング機器の維持管理については、利用者の立場に立って、あらかじめ当初予算で修繕料を計上するよう要望をいたしました。

第31号議案 平成20年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

（歳入）

1款1項1目・2目

歳入の1款1項1目、2目につきましては、国民健康保険税の課税率は、従来の12%から13%に変更され、実質1%の値上げであるとの説明を受けました。

当委員会として十分審議をいたしまして、原案どおり可決したいと思っておりますので、各議員におかれましては、十分審査をされ、賛同を得ますように心からお願いを申し上げて、

報告を終わります。

議長（酒井恵明君）

次に、産業環境常任委員長の審査報告を求めます。大山産業環境常任委員長。

産業環境常任委員長（大山軍太君）（登壇）

産業環境常任委員会報告を申し上げます。

第30号議案 平成20年度基山町一般会計補正予算（第1号）中付託分

（歳出4款、6款、8款）

第33号議案 平成20年度基山町下水道特別会計補正予算（第1号）

本委員会は、6月12日付付託されました上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

なお、第30、33号議案に対する審査の経過は次のとおりです。

記

第30号議案 平成20年基山町一般会計補正予算（第1号）中付託分

（歳出4款、6款、8款）

（歳出）

4款2項1目12節

その他手数料の178千円についてただしたところ、鳥栖筑紫野有料道路の無料化に伴い、佐賀県が不法投棄禁止の看板を設置しているが、現在もまだ不法投棄が多いため、基山町でも2枚の看板を設置するためのものであるとの説明を受けた。

6款1項3目19節

農業振興費補助金208千円についてただしたところ、池の坂水利組合でU字溝整備（延長55m、工事費692千円）を行うためのもので、補助率は30%であるとの説明を受け、現地調査を行った。

第33号議案 平成20年度基山町下水道特別会計補正予算（第1号）

（歳出）

2款1項1目13節

設計委託料52,800千円についてただしたところ、平成21年度施工の高島処理区分（36ha）で、南高島と北高島及び夜水、西長野地区の一部を推進工2件と開削工2件の詳細設計業務であるとの説明を受けた。

以上、当委員会の可決決定どおり議員各位の御賛同をよろしくお願いを申し上げ、産業環境常任委員会の審査報告といたします。

議長（酒井恵明君）

以上で各常任委員長の審査報告をすべて終了いたしました。

これより討論、採決を行います。

第22号議案の討論を行います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わり、第22号議案を採決します。本案を総務常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第22号議案は原案どおり可決しました。

第25号議案の討論を行います。討論される方。平田通男議員。

12番（平田通男君）（登壇）

私は、12番議員の町政会に所属しております平田通男でございます。

議員に選出されまして10年目を経過いたしました。初めて反対討論に立ちました。保守系議員として、また町政会の同志の皆様には、会派の中にひび割れ現象を起こし、大変申しわけなく思っております。けさ、町政会への退会届を提出をいたしましたので、申し添えておきます。

さて、今議会に提案されました第25号議案、寺谷林道の谷間にあります2万7,806㎡の用地取得について反対するものであります。

もちろんこの用地が、基山町の自然を産業廃棄物の不法投棄から守るために執行部が努力され、取得されたものであることは大いに評価するものであります。私自身、役場職員時代に、林道裁判を通して、大変厳しく苦しい思い出の土地でもあります。その不安要素が取り除かれることであり、またうれしさも一倍であったと思います。ただ、この用地の中に、林道の側溝の上の部分に分筆された177㎡の土地が含まれているということでもあります。これが私の反対の大きな理由であります。

このことは、本来の谷底への不法投棄を防ぐために税金を投入する理由にはならないのではないかと考えています。わずか177㎡とはいえ、林道より上の部分を購入することを議会として容認することは、次に予想される隣接の用地の売り込みに対して、町にとって大きなマイナス要因を議会が認めることになるからであります。この不安要素177㎡を取り除いて修正の上、今議会に提出していただくよう、議長を通して事前に要望いたしましたが、修正はできないということでございましたので、あえて反対討論をいたしております。私としては、町政会を割ってでも反対の意思を表明させていただきたいと思っております。

この議案は賛成多数で可決されるでしょうが、次に来るであろう用地取得に対して警鐘を鳴らす意味で、あえて今回の反対討論をさせていただきます。議員各位には御理解をいただきますよう心からお願いを申し上げまして、反対討論を終わります。

議長（酒井恵明君）

反対討論が終わりましたので、賛成討論される方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第25号議案を採決します。本案を総務常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

起立多数と認めます。よって、第25号議案は原案どおり可決しました。

第26号議案の討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第26号議案を採決します。本案を総務常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第26号議案は原案どおり可決しました。

第27号議案の討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第27号議案を採決します。本案を総務常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第27号議案は原案どおり承認と決しました。

第28号議案の討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第28号議案を採決します。本案を総務常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

起立多数と認めます。よって、第28号議案は原案どおり承認と決しました。

第29号議案の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第29号議案を採決します。本案を文教厚生常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

起立多数と認めます。よって、第29号議案は原案どおり承認と決しました。

第30号議案の討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第30号議案を採決します。本案を総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業環境常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第30号議案は原案どおり可決いたしました。

第31号議案の討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第31号議案を採決します。本案を文教厚生常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

起立多数と認めます。よって、第31号議案は原案どおり可決しました。

第32号議案の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第32号議案を採決します。本案を文教厚生常任委員長報告どおりに決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第32号議案は原案どおり可決しました。

第33号議案の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第33号議案を採決します。本案を産業環境常任委員長報告どおりに決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第33号議案は原案どおり可決しました。

日程第4 第23号議案

議長（酒井恵明君）

日程第4 第23号議案 基山町監査委員の選任についてを議題とします。

第23号議案の質疑を行います。個人のプライバシーに及ばないように、質疑には十分な配慮をしていただき、質疑していただきますようお願い申し上げます。

質疑を行います。片山議員。

5番（片山一儀君）

5番議員の片山でございます。採決の前に、監査委員のことについて少しお伺いさせていただきたいと思います。

今まで8年間、この方は監査委員やられているようですが、監査所見がどのくらい出たのかがってということが1つ、それからもう一つは、町の人事計画といいますが、人事構想についてお伺いしたいと思います。

例えば、私がもと所属していた組織では制限職務というのがあって、大体3年でかわらなきゃいけない、大体2年でかえていくんですが……

議長（酒井恵明君）

片山議員、質疑中でございますが、この第23号議案は選任について白か黒かということをお伺いすることです。

5番（片山一儀君）続

じゃあなくて、これが出てくる、やっぱり判断するときに、きちっとその考え方を聞かないことには判断できない。本人の問題じゃなくて組織の問題だと思ってるんです。組織計画の問題。

ただ、この方は、今度するときは後期高齢者になられますね。そういうことを出されたという町の考え方、これをお伺いしたい。

以上です。

議長（酒井恵明君）

議員の皆様方にお諮りします。

ただいま片山議員からの質疑に対して、これを受けるべきかどうかということで問わせていただきます。

今の質疑を受けるべき、答弁すべきって思いの方は挙手をお願いします。

はっきりしてください。もう一度、済みません。

恐れ入ります。もう一度挙げてください。

〔賛成者挙手〕

議長（酒井恵明君）

質疑を受ける、答弁を受けるという議員の方が多いようでしたので、採用いたします。（「ちょっと質問」と呼ぶ者あり）何で。（「片山議員のちょっと質問の中で」と呼ぶ者あり）関連で。（「はい」と呼ぶ者あり）松石議員。

10番（松石信男君）

これは、議長のほうで本人とも相談の上、できれば削除願いたいと思うんですが、この方は後期高齢者になられる方であるというような言われ方をいたしました。もちろん私、この一般質問の中で、後期高齢者の方が今後いろいろ問題というか、差別されていくというようなこともちょっとしたわけですけども、こういう言い方はいかなもんかなというふうな感じがいたしましたので、できれば本人と後で調整の上、その点については議事録から抹消していただきたい。

以上です。

議長（酒井恵明君）

わかりました。会議録においては、質問者と協議してまいります。

じゃあ、答弁をお願いします。町長。

町長（小森純一君）

このことにつきましては、私より私なりの考えを申し上げさせていただきます。

いわゆる人事、人選ということ、どういうことで、どういう考えでやっておるかということだと思えます。

まず、私思いますのは、やはりその方の人格、識見、これは本当に町のためにというお考え、それからまた幅広い考え、視野、これをお持ちの方だということが一つの条件だと思

ます。それからもう一つは、やはりその業務に対して能力あるいは深い知識、この辺をお持ちの方ということが一つの目安になろうかと思えます。それからもう一つは、経験をお持ちの方、これは、経験が豊富な方は鋭い、深い洞察ができるというふうに思えますので、これも一つ、私も考えるところでございます。

しかしながら、これにつきましては、余りに長過ぎるといいますか、ただ長いということはちょっと注意を要するのかなというふうには思えます。鋭く深い洞察力と言いましたけども、これを逆に考えますと、ついついなれあるいはマンネリ化ということにもなりかねないということ、この辺は十分注意しなきゃいけないことだろうというふうに思えます。

新しい方は、新鮮な視点、斬新な思考、そういうことができるという面もありますし、また基山町には非常に有能な人材がたくさんの方がいらっしゃいますので、その方たちを幅広く活用するというような、そういうことも当然考えるべきだと思いますので、ある程度のやっぱりサイクルで交代もということは視野に入れてやっぱり考えなきゃいかんというふうに思っております。

以上、3つ上げましたけども、そういうことを考えながらの人選だと、人事だということで御理解をいただきたいというふうに思えます。

議長（酒井恵明君）

あの……（「抜けてるんですね」と呼ぶ者あり）抜けてますね。執行部、監査所見が何件出たかっていうことで。事務局は。じゃあ、ないならないでして。宮原事務局長。

事務局長（宮原 昭君）

私のほうでは、まだ8年間のその中で、そういうふうな所見が出たかどうかということにつきましては詳しくはちょっと調べておりませんので、現在のところは、この場ではちょっと申し上げることができませんので。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

今事務局長に随分視線や手が上がったんですが、これは町長が委嘱をされてるわけですね。ほしたら、監査所見は町長へまず上がってくるんであって、議会へ上がってくることはないと思うんですが、その点いかがなんでしょうか。

議長（酒井恵明君）

片山議員、監査事務は議会事務局のほうで担当してますので、そういうところで事務局長が答弁したと思います。片山議員。

5番（片山一儀君）

公式、非公式というか、町長が委嘱されるわけですから、まず基本的には町長へ上がってきて、取りまとめはそういう規則になってますから、議会事務局となっておりますが、委嘱したところへ報告するのが当然の義務であり、責任だろうと思います。それで、私は、行政のほうへ、町長のほうへお伺いしたわけです。

議長（酒井恵明君）

だから、ないけえ出しとらんというように理解しちゃらないけん。

町長ありますか。町長。

町長（小森純一君）

確かに私のほうに月例あるいは定期的監査の報告はいただいております。それはその都度いただいておりますということです。

それから、今ここに持ってありますけども、ことしになって、これは特に私あてということで、監査結果報告というようなことで指摘ということでもいただいております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

最後にさせていただきますが、日本三権分立と言われてます。ただし、第4権力があると言われてる、御存じだと思います。それは会計監査院ですね、この第4権力があるという。で、監査というのは、会計監査じゃなくて監査、そこに議員から1名入ってるいわれもあると思うんですが、どうしても、私がなぜ件数聞いたかということ、非常に業務がしっかりしてて、お金の支出がちゃんとできてても監査所見はないわけです。もう一つのケースが考えられます。監査をちょっと飛ばしたとか、ああ、見逃した、意識的じゃないですよ、無意識に、そういうことがあった場合でも監査所見はないことが考えられるわけです。どうしても長い、非常に大事な監査、議会もチェック機能だとよく議長おっしゃいますが、この大きな町の行政あるいはお金、業務の執行、これを監査するのが監査なんですね。どうしても長くなりますと、意識はしなくても、ひょっとしたら無意識になることがあるかもしれない。ちょっ

とど忘れがあるかもしれない。一生懸命本人はやってると。皆さん、それぞれ仕事はそう、課長方も一生懸命やられとると思うんです。自分が一生懸命やってることと結果とは違う場合があります。

したがって、こう長くなって、町長もおっしゃいました、どうしてもマンネリが出たりと、こういう話が、おそれがあるかもしれない。これは、かもしれない、あるとは申し上げてませんし、私もあるとは断言はしません。しかし、そういうことで、何年サイクルで、例えば議員だったら4年サイクルでしたら選挙やるようになってます。そのように、サイクル、考え方がどうなのか。当然選任の条件として「学識経験豊かで」と書いてあるわけですから、その答えは、こういう人を選びなさいと書いてあるのは当然のことです。そういう形でちょっとお伺いしたかったんです。それでは、あと自分で結論を出していきたいと、こういうことあります。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。池田議員。

13番（池田 実君）

先ほど後期高齢者という話が出ましたけれども、この方はまだ誕生日前でございまして、70歳だと思っておりますが、今回選任された場合、最後の年が恐らく75歳になられるんじゃないかと思っておりますけども、そういうことを後期高齢者というふうに呼んでいいのかどうか、私は非常に疑問に思っております。

以上です。

議長（酒井恵明君）

先ほど申しましたように、その件は後日質問者とゆっくり精査して協議します。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第23号議案の討論を行います。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

これより第23号議案の採決を行います。

お諮りします。採決の方法は投票によって決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

異議なしと認めます。よって、採決の方法は投票によって採決することに決しました。

議場の出入り口を封鎖お願いします。

〔議場閉鎖〕

議長（酒井恵明君）

ただいまの出席議員数は13名でございます。

ここで投票上の注意をいたします。同意票は○、不同意票は×、白票は否とみなします。

ただいまより投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

議長（酒井恵明君）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をさせます。

〔投票箱点検〕

議長（酒井恵明君）

異状なしと認めます。

1番議員より順次投票をお願いします。

〔投票〕

議長（酒井恵明君）

投票漏れございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

投票漏れなしと認めます。

これより開票を行います。原三夫議員と平田通男議員の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

議長（酒井恵明君）

投票の結果を報告します。

投票総数 12票

有効投票 11票

無効投票 1票

有効投票中

同意票 11票

不同意票 0票

よって、第23号議案は原案に同意することに決しました。

日程第5 第24号議案

議長（酒井恵明君）

日程第5．第24号議案 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

第24号議案の質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第24号議案に対する討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

これより第24号議案を採決します。

お諮りします。これも採決の方法は投票によって決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

御異議なしと認めます。よって、採決の方法は投票によって決したいと思います。

ただいまの出席議員数13名です。

ここで投票上の注意をいたします。同意票は、不同意票は×、白票は否とみなします。

これより投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

議長（酒井恵明君）

配付漏れございませんか。配付漏れございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をさせます。

〔投票箱点検〕

議長（酒井恵明君）

異状なしと認めます。

1番議員より順次投票をお願いします。

〔投票〕

議長（酒井恵明君）

投票漏れございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

投票漏れなしと認めます。

これより開票を行います。原三夫議員と平田通男議員、立会をお願いします。

〔開票〕

議長（酒井恵明君）

投票の結果を報告します。

投票総数 12票

有効投票 12票

有効投票中

同意票 12票

よって、第24号議案は原案に同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

日程第6 第34号議案

議長（酒井恵明君）

日程第6．第34号議案 基山町公共下水道工事請負契約についてを議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。町長。

町長（小森純一君）（登壇）

それでは、追加議案の提案理由の説明をさせていただきます。

まずは、この追加議案については開会日に御提案いたす予定でございましたが、本日の提案になり、大変御迷惑をおかけしましたことをまずおわびを申し上げます。

第34号議案 基山町公共下水道工事請負契約についてでございます。

工事名、下工20補第1号宝満川上流処理区第6号外污水幹線築造工事でございます。

去る6月13日、条件付一般競争による入札を行いました。参加者は、今泉建設株式会社、株式会社大島組、株式会社栗山建設、株式会社坂口組基山支店、鳥飼建設株式会社、5業者により入札を行いました。

その結果、鳥飼建設株式会社、代表取締役鳥飼善治が99,600千円で落札いたしております。請負代金104,580千円は消費税を含めた金額でございます。

工期につきましては、平成20年6月18日から平成21年1月30日までとなっております。

どうぞ御審議賜り、御可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（酒井恵明君）

提案理由の説明が終わりましたので、ここで暫時休憩いたします。

～午前10時22分 休憩～

～午前10時53分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開いたします。

これより第34号議案に対する質疑を行います。ございませんか。松石議員。

10番（松石信男君）

毎回お願いをしているわけですが、この応札結果、1、2、3、4、5の5つの建設が参加されたわけですが、その結果について、できれば資料で出していただきたいと思えます。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

提出させていただきます。

議長（酒井恵明君）

じゃあ、しばらくお待ちください。資料を配付いたします。

〔資料配付〕

議長（酒井恵明君）

松石議員、よろしゅうございますか。松石議員。

10番（松石信男君）

それと、そうしますとこれは、予定価格と落札価格ですが、落札率は幾らになりますか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

93.96%でございます。（「93.」と呼ぶ者あり）93.96%でございます。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）

きょうひょっこり出てきた議案でございますので、何にも私たちわかりませんので、町長の提案理由だけの説明では全くちょっとわからなかったのでお伺いしますが、今回の入札は、ここに、第34号議案の中にありますように、条件付一般競争入札に付したということになつとりますが、どういうふうな条件をつけられたのか、その点をお伺いしたいと思います。

それからもう一つ、この裏の2ページのところに、仮建設工事請負契約書の裏側にその場所のあれを書いてありますけど、この辺もいろいろと詳しくわかりやすいように説明をお願いしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

入札の条件ということでございますけれども、入札の条件は、基山町建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則に定めるA級の基山町に事業所を有する土木事業者、それと鳥栖市またはみやき町に事業を所有し、かつ基山町公共下水道の土木工事の指名を受けた実績が

ある土木工事業者、それから公共下水道事業の土木工事のうち推進工法による実績を有する土木工事業者であることでございます。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

資料の2ページのこの工事箇所について説明をいたします。

につきましては、これは県道本郷基山線でございます、場所は基山町大字小倉となっております。場所的に言いますと、佐賀酒販と山本倉庫がある付近でございます。

それから、につきましては、これは県道でございますが、以前は町道の日渡長野線でございますでしたが、今現在県道になっておりますが、これの県道本郷基山線との接点から、今度県道小郡基山線のところまでの区域でございます。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）

今条件付きのことで回答をいただきましたが、その中で推進工法の条件が入ってございましたけど、今回5社でされてますね、5社で。で、基山町の業者の方は鳥飼建設だけということになっておりますが、推進工法は、鳥飼建設だけじゃなくてほかにも、あとは名前言っていいかどうか分かりませんが、もう皆さんも御存じだから、あとA級が何社あるんですか。その中でしたところはないんですかね、推進工法で。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

1社、推進工法でしたところあります。ただ、今回の推進工法は単独でございますので、推進工法をする場合は機械等を持っておらなくてははいけません、推進するための。当然下請に出されるものと思っております。それが、特定建設業法の許可を持っておかないと30,000千円以上の下請ができないと。で、今回の推進工法は30,000千円以上かかるだろうということで、1社、その辺審査の結果、できないということで審査の結果外しております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）

ちょっとよくその辺がまだ私わからないんですが、推進工法を、機械を持って、条件としては機械を持っていなくちゃいけないということなんですか、自分で。

議長（酒井恵明君）

わかりやすく説明ください。総務課長。

総務課長（大石 実君）

済いません。下請で出さなくて自分ですれば問題ございません、一般建設業も。ただ、機械を持ってるところはございません、推進工法にする機械をですね。だから、当然その部分につきましては下請に出さなくてははいけません。その下請に出す場合、一般建設業は30,000千円以上は下請に出せないようになっています、一般建設業の許可を受けてる方。特定建設業の許可を受けてある方は30,000千円以上の下請ができるようになっています。だから、今回その設計等で推進工法の部分が30,000千円以上になるということでございますので、当然下請に、その業者がとられた場合、下請業者に出せませんので、審査の段階でそれは外したほうがいいということで外させていただいてます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）

そしたら、次の問題を、もう一つわからない点がございましてお聞きしますが、現在、今回仮契約をしてるところの鳥飼建設株式会社は、今基山小学校の建設をどっかとやってますね、共同企業体かなんかで。ちょっと会社忘れましたが、もう一カ所と。あれが二十何億円の仕事じゃったかなと思いますが、二十二、三億円の、契約は。学校建設やってるわけですね、今。それと、今回の工期が6月からなってるわけでしょう、6月から、この契約内容は。6月18日から21年1月30日までと。すると、学校建設は21年3月かそのくらいじゃなかったかと思うんですよ。で、工事期間が重複するわけですね。重複した場合に、そのいろいろ基準があると思うんですよね、仕事の持ち分の問題で。それには別に関係ないのかどうか。技術者の問題とか人員の問題、そこの会社の、企業の。いろんな問題があると思うんです。それで、本当にできるのかどうか、それに、基準に合致しているのかどうか、その点は

どんなふうになってるんでしょうか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

基山小学校の場合は建築でございます。こっちは土木でございますので、別に問題はないと思っております。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）

向こうは建築だから、こっちは土木で問題はないと、そういう解釈なんですか。それは、本当にそれで大丈夫なんですか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

小学校の場合、一つはJVの関係もございます。親と子という関係もございますし、あと建築と土木の技術者の資格がそれぞれ違いますので、その辺で大丈夫だと思っております。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）

いや、大丈夫だと思いますじゃ……（「3回まで」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

もう許可してますので、簡潔に。

11番（原 三夫君）

大丈夫だと思ってますじゃなくて、大丈夫ですかと、はっきり調べておりますから大丈夫ですと、どっかきちっと返事をしていただきたいと。思いますというたらどんこんならんけんですね、こっちも。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

大丈夫でございます。

議長（酒井恵明君）

ほかに。鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

直接議決事項ではございませんけど、一番最後のページの仮建設工事請負契約書の写しの件でございます。

ここに、5番に契約保証金と書いて、何ら記載されていないわけですね。で、この仮建設工事請負契約書は、下の段に「この仮契約書は、町長がこの契約について議会の議決を得たときは、その議会の議決の日をもって本契約に切りかわるものとする」ということで、この仮契約書が、そのまんま何も手をつけずに本契約にかわるわけですね。ということは、契約保証金は、1割取るのか、2割取るのか、どういう証券で取るのかっていうのは何も記載されてないということは、もうこの仮契約書はそのまま本契約に何もしなくて切りかわりますから、この時点でもう既に、10%取るのか、債務保証契約をするのか、そういう条項はこの仮契約をする時点でここには記載すべきだと思いますけど。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

その件につきましては、契約保証金は、もう御存じのとおり10%になっております。それで、現金でいただくのか、保証書でいただくのかはこの段階ではわかりませんので、本契約の段階においてそこに金額等が入るものと思っております。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

その辺がちょっとニュアンスの、総務課長と話が違うようですが、私としては、もう仮契約をした時点で、現金なのか、債務保証契約であるのかどうするのかというのは、仮契約をした時点で締結者とすべきであるということをしていきますけど、どうでしょう。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

その点は、ちょっと今後調査をして、正当になるような感じで調べたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

今回条件付一般競争入札という形で5社が応募された。1億円からの工事に5社というのは少ないなというのが実感としてあるわけですが、やっぱりなるべく多くの会社に入札に参加してもらいたいというふうな取り組みもまた片方ではしなければならないと思うんですけども。

1点は、今回の工事、工事区間が、図面では1と2、分かれております。できたら工事の資料の2ページ、1番と2番、分けることができなかつたのかなというのがありますし、やっぱり入札した場合に、どうしても透明性も含めて情報の公開をしなければならないというふうに思いますけども、先ほどからこちらのほうから質問しなければ出らないといった部分についてもやっぱり問題があるというふうに思っています。

今、どこでも情報公開はされています。ぜひ基山も、そういった意味では情報公開はしてほしいというふうに思っています。

もう一点は、今回鳥飼建設が請負されたわけですが、工事契約書に、これ連帯保証人含めて記載があると思いますけども、できたら連帯保証人の会社わかればお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

保証書がございますので、それです。（「ああ、名前は公表しないんですか」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

今回の工事については2カ所ございますけど、これを別々に出したらどうかということもございますけど、同時に施工とはならないと思いますし、諸経費等も考えたら1本で出したほうが良いということで、今回発注をいたしております。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

一緒に出したほうが経費含めてそっちのほうが安く上がるんだというのはわかるにしても、やっぱり5社というのが、どう考えても私は少ないと思うんですね。いや、この少ない、多いの判断はどこかと言われれば大変難しいんですけども、普通やっぱり1億円からの工事だったら、やっぱり10社ぐらい平均出れるやないかなというふうに思いますけども。

ぜひなるべく多くの企業に参加していただくような形での取り組みをしていただきたいと思いますし、今回が、やっぱり5社のうち町内からは1社といういった意味では、町内の業者になるべく多く参加できるような、こういういろんな規制があるにしても、工事を先ほど言いましたように分担してでも、金額を下げてでも参加できるような取り組みもまたしていただきたいというふうに、これ要望ですけども、思っております。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。平田議員。

12番（平田通男君）

先日の全協の中で、今回のこの入札に関してはゼネコンの応札がなかったということで、いろんな条件をつけてA級の会社で応札をさせるという説明がありましたが、その中で、基山町にはA級の業者は3社あるという説明があったと思います。で、そのときに既に1社については条件に合致していなかったんでしょうか。そのときにはまだ条件が決まってなくて3社というふうに言われたのがまず1つ。

それからもう一つ、現在みたいな状況の中で、できるだけ町内の業者を育成するためにいろんな形で便宜を図るべきだとは思いますが、今回A級単独でなされた理由、なぜJVを組ませなかったのか、基山町のA級業者と、それからBなりC級の業者との間にJVを組ませなかった理由は何なのか。

そして、今回鳥飼建設が落札をしておりますので、恐らくこれはJVを組んでないんで、下請の下請とかそんな形で入ってくるんじゃないかなと思うんです。それで本当に町内の業者の育成、土木業者はたくさんあると思うんですが、育成につながるとお考えなのでしょうか、その3点についてお答えください。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

1点のAの業者が3社いるのにということでございましたけれども、応募の中においては3社応募をしていただいております。その中で、入札参加資格審査委員会を開催した中でいろいろ検討した結果、さっき質問が出たような問題等が出てきましたので、その段階で1社を外したということでございます。

それともう一つ、町内の土木業者の育成ができるかということでございます。今回何でJVを組まなくて単独でさせたかということでございますけれども、先ほども言いましたように、当初はJVのほうがいいだろうということで、JVで受け付けをするようにしておりました。しかし、共同企業体の結成が19日までに出来ませんでした。それで、再度審査委員会を開いて、下水道工事をしてもう10年近く、もうかなりになるから、今回試みとして単独でもいいんじゃないかという結論に達しまして、単独で出すようにしております。それで、条件付の一般競争入札ということしております。

以上でございます。

だから、今回鳥飼建設がとっておりますけれども、当然町内の土木業者の育成にはなるものと思っております。

議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、質疑を終わり、これより第34号議案に対する討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第34号議案を採決します。本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第34号議案は原案どおり可決いたしました。

日程第7 意見書案第6号

議長（酒井恵明君）

日程第7．意見書案第6号 教育予算の拡充を求める意見書を議題とします。

意見書案第6号を採択と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

起立少数と認めます。よって、意見書案第6号は不採択と決しました。

日程第8 所管事務等の調査について

議長（酒井恵明君）

日程第8．所管事務等の調査についてを議題とします。

本件については、総務、文教厚生、産業環境の各常任委員長及び議会運営委員長より提出された別紙所管事務調査記載どおり、会議規則第72条の規定により、本件を承認と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

御異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定いたしました。

日程第9 議員派遣の件

議長（酒井恵明君）

日程第9．議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。別紙のとおり派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定いたしました。

今期定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

以上をもちまして平成20年第2回定例会を閉会します。

～午前11時18分 閉会～

基山町議会会議規則第120条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

基山町議会議長 酒井 恵 明

基山町議会議員 原 三 夫

基山町議会議員 平 田 通 男